

再審法改正に関する陳情書

令和7年5月12日

陳情
第
6
号

寒川町議会議長

岸本 優 様

陳情者（代表）

日本国民救援会茅ヶ崎寒川支部

支部長 東 准

陳情の趣旨

「再審法改正を求める意見書」を提出してください。

陳情の理由

やってもいない犯罪で有罪とされる「冤罪」は、犯人とされた方やご家族の人生を破壊し、時には生命さえ奪いかねない最大の人権侵害です。このような冤罪被害者を救済するための制度が「再審」であり、その手続きを定めた法律のことを「再審法」と呼んでいます。具体的には、刑事訴訟法第4編「再審」がこれに当たります。

しかし現行法には、再審請求手続きの審理の在り方に関する規定はほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている状況にあります。このように、「再審法のルール」が存在しないことから、冤罪被害の救済に向けて充実した審理を行う裁判所がある一方で職権行使に消極的な裁判所もあるなど、事件を担当する裁判官によって再審請求手続きの審理の在り方に大きなばらつきが生じています。

その中でも、とりわけ大きな問題になっているのが証拠開示の問題です。過去の多くの事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それが冤罪被害を救済するための大きな原動力となっています。

しかし、現行法では、そのような証拠を提出させる（開示させる）ことを定めた明文の規定がなく、この点も裁判所の広範な裁量にゆだねられています。

その結果、請求人（元被告人）の無実を示す証拠が裁判所に提出されず、冤罪被害が救済されないことが起り得ます。しかも、一旦裁判所が再審開始決定を行っても、検察官がこれに不服申し立てを行う場合があり、冤罪被害者の速やかな救済が遅れる原因となっています。

したがって、再審請求手続きにおいて再審開始決定が出た場合には、速やかに再審公判の手続きに移行し、公開の法廷において、改めて有罪、無罪の判断を行う審理にすべきであって再審開始決定それ自体に対する不服申し立ては法改正によって制限されるべきであると考えます。

つきましては貴議会で国に意見書をご提出いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

陳情事項

- 1 再審に際し捜査で集めた検察官の手持ち証拠を全面開示すること。
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申し立て（上訴）を禁止すること。
- 3 再審における手続きを整備すること。